

公務員制度改革に関する提言

公務員制度改革について、国は、次の事項について適切な措置を講じられたい。

1. 現在の労使関係は、これまでの様々な努力によって、ようやく安定してきているところであるにもかかわらず、なぜ今、地方公務員に協約締結権を付与する必要があるのか、理解できないところである。

また、これまで人事院と人事委員会が分担協力して実施している民間給与実態調査及び勧告制度は、長年にわたる議論を踏まえて構築されたものであり、住民や議会に対する説明や理解に寄与しているとともに、労使双方の信頼に応えてきたところである。仮にこの制度が廃止されれば、住民や議会の理解並びに安定した給与水準の決定が困難になることが懸念される。その結果、職員の士気の低下や分権型社会に対応した優秀な人材の確保に支障が生じ、行政サービスの低下や地域力の低下を招きかねない。

よって、地方公務員の労働協約締結権の付与とそれに伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止について、地方の意思を十分踏まえ、慎重に対応すること。

2. 地方公務員（行政職）の任用については、都市自治体が、その条例により、臨時的任用等任用に関する裁量権を拡大し、より地域の実情に合った任用形態を定めることが可能となるようにすること。